

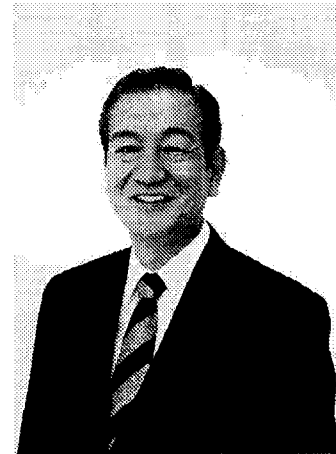
さいたま市行政改革大綱

～ 創るための改革 ～

平成14年2月

さいたま市

創るための改革に向けて



21世紀の幕開けとともに、旧浦和市・大宮市・与野市が合併して、人口103万人の「さいたま市」が誕生しました。

折りしも、わが国経済は、出口の見えない長期低迷状況にあり、加えて少子・高齢社会の到来、情報化・国際化の進展への市民意識の高揚、地方分権社会等、社会環境の大きな「変革の時代」を迎え、多様化・複雑化する市民ニーズに的確に応える上で、行政運営は極めて厳しい局面にあります。

このようなときに、真に市民の求めているサービスを提供するには、単なる「合理化」や「縮減」という改革ではなく、あらゆる分野において発想の転換を図り、市民参画を基本にした新たな行財政システムを確立することが必要です。

さらに、さいたま市は、政令指定都市への移行に必要な財源とマンパワーの確保等をはじめ、新たに創り上げなければならないことがたくさんあり、これらをビルドするためにどれだけのスクラップができるかが問われています。

こうした観点に基づき、「さいたま市行政改革推進懇話会」をはじめとした市民の皆さんから貴重な御意見をいただきながら、庁内における「行政改革推進本部」を中心に、新しく「さいたま市」としての行政改革大綱を策定いたしました。

この行政改革大綱は、市民の皆さんに行政改革の取組みを明らかにするとともに、市職員が原動力となって、さいたま市の将来像である「21世紀をリードするみどりの広域交流・生活文化都市」の実現に向けた取組みの目標となるものです。

平成14年 2月

さいたま市長 相川宗一

目 次

第 1 部 行政改革大綱

創るための改革に向けて

I	背景（行政改革の必要性）	1
1	変革の時代	1
	（1）本格的な少子高齢社会の到来	
	（2）情報化、国際化の進展	
	（3）価値観の変化、生活の質的な豊かさへの指向	
	（4）環境への関心の高まり	
	（5）経済の長期低迷に伴う市財政の厳しさ	
	（6）地方分権の進展 — 市の自主性、自律性を高めていくための取組み	
2	「さいたま市」としての課題	3
	（1）政令指定都市移行関連の施策への対応（財政、組織、人員）	
	（2）合併に伴う事務事業の整理	
3	取組み方針	4
	（1）取組期間	
	（2）進行管理	
	（3）数値目標の設定等	
II	行政改革の基本方針（夢に向かって再構築）	5
1	簡素で効率的な行財政システムの確立	5
	（1）効果的・効率的な事務事業の展開	
	① 行政評価システムの導入	
	② 事業再評価システムの導入	
	③ P F I の活用	
	④ 公共工事コスト縮減計画の策定	
	（2）事務事業等の見直し	
	（3）公共施設の適正配置及び管理運営の合理化	
	（4）民間活力の有効活用	

2	財政構造の健全化への対応	7
	(1) 数値目標の設定による健全な財政構造の堅持	
	(2) 市税徴収率の向上	
	(3) 使用料、手数料の見直し	
	(4) 補助金の整理合理化	
	(5) 未利用市有地の有効活用、売却の促進	
	(6) 連結財務諸表等の作成	
3	定員管理の適正化と職員人件費の抑制	8
	(1) 適正な定員管理	
	(2) 職員人件費の抑制	
4	変革の時代に対応する組織・機構	9
	(1) 組織、機構の再構築	
	(2) 区役所機能の充実	
	(3) 外郭団体の見直し	
5	職員の意識改革と政策形成能力の向上	10
	(1) 人材育成計画の策定	
	(2) 意識改革の推進	
	(3) 政策形成能力の向上	
	(4) 人材活用システムの構築	
	(5) 新たな人事管理システムの確立	
6	市民参画で進める市政	11
	(1) 開かれた市政の実現	
	(2) 市民参加の推進	
	(3) 積極的な情報の発信	
7	情報化の推進とITの活用	12

第2部 行政改革推進計画

I 背景（行政改革の必要性）

1 変革の時代 ～新たな、そして多様な行政需要への対応～

（1）本格的な少子高齢社会の到来

高齢者の保健・医療・福祉に関わるニーズの多様化や量的拡大が見込まれるとともに、未来を支える新しい世代の健全育成、安心して子供を生み育てる環境づくり等、子供に関わる行政需要は、男女共同参画社会の確立からも増大することが予想される。

（2）情報化、国際化の進展

今日の情報処理技術、通信技術の飛躍的な発展と、利用者のニーズの高度化・多様化があいまって、地域における高度情報化が進んでいる。特に、インターネット等の新しいコミュニケーションの手段は、広く市民生活に浸透してきており、情報ネットワーク社会が進展している。

さらに、グローバル化は、それまで国内的な影響にとどまっていたものが、世界的に影響を与えるものへと質的に変化しており、事実、海外の様々な事象が地方自治体にも影響を及ぼしている。

（3）価値観の変化、生活の質的な豊かさへの指向

市民社会が成熟化し、個々人の価値観の多様化に伴い、行政に対する市民ニーズは複雑・多様化している。ゆとりや豊かさを実感できる地域社会の形成や循環型社会を築いていくためには、行政の取組みに加え、市民も自覚と責任を持って、地方自治に向けた自らの取組みが求められている。

近年、福祉や環境、防災等幅広い分野において、ボランティアやNPO等による市民活動が活発化するとともに、地域住民や企業が地域活動に積極的に参加する等、市民自治に対する意識が高まり、様々な活動が行われている。

(4) 環境への関心の高まり

地球の温暖化をはじめ、オゾン層の破壊、酸性雨等、地球規模の環境問題が生じている。市民や関係事業者との連携を図り、環境の保全・創造の取組みを推進し、市民が安心して暮らせるまちづくりが必要である。また、廃棄物についても、行政内部での努力や市民及び企業にも働きかけ、排出抑制から減量化、リサイクル、中間処理、最終処分までの全体の流れを見据えた循環型社会の構築に向けて、体制を強化していくことが必要である。

(5) 経済の長期低迷に伴う市財政の厳しさ

わが国の経済は、ここ数年景気後退を一層深刻なものとさせており、依然として不透明感があり、今後、早急に大幅な改善は見込めない状況である。このような厳しい経済情勢は、本市経済においても例外ではなく、市の財政においても大きな影響を及ぼしており、今後も非常に厳しいことが見込まれる。

(6) 地方分権の進展一市の自主性、自律性を高めていくための取組み

市民に身近な行政は、できる限り身近な自治体が処理するという地方分権の基本的な考え方により、まちづくりにおける自治体の役割と責任は増大している。分権型社会においては、市民に開かれた市政を実現するとともに、生活者の視点に立った施策の展開が一層求められる。

2 「さいたま市」としての課題（政令指定都市の実現）

（1）政令指定都市移行関連の施策への対応（財政・組織・人員）

21世紀の幕開けとともに、旧浦和市、大宮市、与野市が合併して、面積168km²、人口103万人の「さいたま市」が誕生した。本市が目指す、平成15年4月の政令指定都市移行に向けて、新たに創り上げなければならない多くのことのために、限られた財源、人材をいかに有効に使うかが問われている。

（2）合併に伴う事務事業の整理

合併により誕生した「さいたま市」であるが、旧市の事業をそのまま継続したことにより統一されていない事務事業も見受けられる。不整合な事務事業については整理を行い、さいたま市民が等しく行政サービスを楽しむ体制を整えることが必要である。

3 取組み方針

(1) 取組期間

この大綱の取組期間は、平成13年度から平成17年度までの5か年とする。この大綱の理念に基づき、取組みを進めていく個別の事務事業は、行政改革推進計画において策定する。

なお、本市は、合併及び政令指定都市移行に伴う事務事業の整理が必要なことから、大綱及び推進計画については、期間内においても、必要に応じて見直しを図り、弾力的な運用を行うこととする。

(2) 進行管理

大綱及び推進計画の進行管理は、学識経験者や市民代表から成る行政改革推進懇話会に報告し、意見を伺うとともに、その結果を広報紙等で公表する。

(3) 数値目標の設定等

行政改革の取組み内容については、できる限り目標の数値化を図り、分かりやすい行政運営に留意する。

Ⅱ 行政改革の基本方針（夢に向かって再構築）

1 簡素で効率的な行財政システムの確立

（1）効果的・効率的な事務事業の展開

社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズ、新たな行政課題に的確に対応していくため、緊急性、優先性、効率性等を勘案しながら、効果的・効率的な事務事業を展開する。

① 行政評価システムの導入

市の政策・施策や事務事業について計画を立てて実行し、その成果を評価して、次の計画に反映させるというマネジメント・サイクルを確立することにより、市政運営における行政資源の効果的な配分を図る。また、評価結果を公表することにより、行政の透明性の向上を図り、市民参画の市政を推進する。

② 事業再評価システムの導入

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の向上を図るため、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後既に長期間が経過している事業等の再評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じて見直し等を行う。

③ P F I の活用

民間の資金、技術、ノウハウ等を活用し、公共施設の建設や管理、運営等を効率的に行い、公共サービスの効果的・効率的な提供を図る観点から、P F I（Private Finannce Initiative）を活用する。

④ 公共工事コスト縮減計画の策定

限られた財源を有効に活用し、最少の経費で最大の効果を挙げるため、公共工事コスト縮減計画を策定し、公共工事に係る入札、設計、施行の見直し及び施設の規模、内容等の適正化により、コ

ストの縮減を図る。

(2) 事務事業等の見直し

事務事業については、新たな時代の変化に伴う市民ニーズに柔軟に対応するため積極的な取組みを行う。また、既存の事務事業については、効果や効率性の観点から、所期の目的を達成した事業等の廃止・縮小や類似する事業を統合するなどの見直しを行う。

(3) 公共施設の適正配置及び管理運営の合理化

公共施設の新設については、その機能・役割分担を明確にし、運営方法や維持管理経費、周辺施設の状況を勘案して適正な配置を図る。

管理運営については、市民サービスの向上と運営の効率化に留意し、委託化を推進する。

(4) 民間活力の有効活用

施設の管理運営や定型的な事務事業について、行政運営の効率化と市民サービスの向上等を図るため、行政責任の確保や個人情報保護の観点に留意し、NPO やボランティアとの連携を含め、積極的・計画的に民間等への委託を推進する。

2 財政構造の健全化への対応

(1) 数値目標の設定による健全な財政構造の堅持

厳しい財政状況が引き続き予想される中で、起債制限比率、経常収支比率等の数値目標を設定した財政推計を策定し、計画的な財政運営を行うことにより、財政構造の健全化に向けた取組みを強化する。

具体的には、起債制限比率15%以下、経常収支比率80%以下を目標とする。

(2) 市税徴収率の向上

自主財源の確保と市民負担の公平性の観点から、市税等の徴収率の向上を図る。そのために、税に関する啓発への取組みの強化や口座振替の加入促進を行うとともに、滞納世帯への訪問等により納税の意義を理解してもらい、徴収率の向上を図る。

(3) 使用料、手数料の見直し

公共施設の使用料や、証明書発行に係る手数料については、受益と負担の均衡を図るため、施設の維持管理経費を考慮するとともに、民間の類似施設や他市と比較する等、一定の基準を設けて見直しを行う。

(4) 補助金の整理合理化

補助金については、各種の行政目的や公益性に応じて支出するものであるが、支給基準を明確にするとともに、補助金の必要性や効率性を考慮し、整理合理化を図る。

また、新規に交付する場合を含め、サンセット方式の導入等により、終期を設定する等、補助金が既得化されないよう留意する。

(5) 未利用市有地の有効活用、売却の促進

当面の利用見込みがない市有地については、民間等への処分、一時貸付等、積極的な有効活用を図る。

(6) 連結財務諸表等の作成

普通会計及び公営企業会計の財務状況を資産・負債といったストック面から把握し、今後の財政運営の参考にするとともに、各指標により他都市との比較を行うため、連結財務諸表を作成する。

3 定員管理の適正化と職員人件費の抑制

(1) 適正な定員管理

政令指定都市への移行に伴う事務量の増加が見込まれる中で、行政サービスの低下を来さないよう留意しつつ、合併によるスケールメリットを活かし、長期的な視点に立った定員適正化計画を策定し、適正な定員管理の推進に努める。

目標として、計画期間中においては現行の総職員定数を超えないこととする。

具体的には、組織・機構の見直し、民間委託の推進等を一層進めるとともに、病院、消防署などを除くすべての部門において、一律10%のマイナスシーリングを実施することにより、合計1,060人の削減を行う。この減員数を再配置することにより、政令指定都市移行に伴う必置機関をはじめとする移譲事務、区役所執行体制の強化、新規事業等、当面する職員需要に対応することとする。

(2) 職員人件費の抑制

自治体の支出のうち、人件費等の義務的経費が占める割合が大きくなるほど、市民サービスやまちづくりのための投資を圧迫する。

職員の給与については、国や他の自治体との均衡のみでなく、社会経済情勢の推移やその実態を十分に把握し、諸原則を踏まえた見直しを行う。

また、事務事業の見直しや効率的な職員配置により、時間外勤務手当の抑制を図る等、人件費の適正な執行管理に努める。

4 変革の時代に対応する組織・機構

(1) 組織、機構の再構築

合併後の事務の重複、不整合を整理し、新たな社会環境に柔軟に対応できる組織体制の整備を図る。行政目的の類似性、同質性に応じた大きな枠組みを行うことにより、簡素で市民に分かりやすい組織づくりを目指すとともに、組織の機能性、機動性の確保に努め、事務事業を効率的、効果的に遂行できる組織の再構築を行う。

(2) 区役所機能の充実

地域振興の拠点として市民のニーズや地域の課題への総合的な対応や区単位でのイベント、コミュニティ活動を支援し、地域の活性化や個性あるまちづくりを推進する等、区役所機能の充実に向けた組織、機構等について検討する。

(3) 外郭団体の見直し

外郭団体は、教育、福祉、文化、コミュニティ等、行政の補完的機能を有する機関として、重要な役割を果たしており、より効果的な活用を図る必要がある。

事業内容の共通性・類似性の観点から、外郭団体の統配合・再編を推進する。また、外郭団体の経営の健全化・効率化を図るための指針を作成し、指導・支援体制を整える。

5 職員の意識改革と政策形成能力の向上

(1) 人材育成計画の策定

職員の能力開発を効果的に推進するため、人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成に関する基本方針を策定し、研修の充実を図る。

(2) 意識改革の推進

市民の視点に立った行財政運営の推進を図っていくためには、経営感覚と市民へのサービス精神を涵養することが必要である。そのために、職員が行政運営に多角的に参加できるような体制や処遇、健康管理体制の充実等を積極的に推進する。

(3) 政策形成能力の向上

新しい時代の流れの中で、複雑多様化する市民ニーズを的確に把握し、柔軟に対応できる幅広い視野と長期展望を持った職員の能力を育成する。

(4) 人材活用システムの構築

限られた人材の中、各職員の個性・能力を生かし、組織全体の活性化を図るため、積極的な人事交流や弾力的な人材活用を行う。

また、新再任用制度の有効活用と男女共同参画の視点に立って推進する。

(5) 新たな人事管理システムの確立

職員が、市民の期待に応え、真に市民本位の行政サービスを提供していくためには、能力と業績に基づいた健全な競争原理を導入し、能力主義を基本とした抜本的な人事制度の改革により、職員がその使命を十分果たせる環境が必要である。

そのためには、能力等級を中心として任用・給与・評価を行うとともに、人材育成が一体となった機能を有する人事管理システムを構築する。

6 市民参画で進める市政

(1) 開かれた市政の実現

地方分権の時代に積極的に対応し、さいたま市の自主・自律的なまちづくりを市民との協働で進めるために、市民に分かりやすく透明性の高い行政を推進するとともに、行政の説明責任を果たす取組みと、市民の多様な声を施策に反映させた行政運営を行う。

(2) 市民参加の推進

複雑・多様化する市民ニーズをできるだけ身近な行政に反映させるため、市民との対話、市民の審議会等への参画等、政策の形成や施策の企画・実施段階において、市民の参画やNPOとの連携・協働による行政運営を展開する。

(3) 積極的な情報の発信

行政改革を推進するためには、市民の理解と協力が不可欠であり、市政の課題や政策への取組み状況等を市民に伝え、情報を共有する必要がある、IT（情報技術）を活用した行政情報の提供を積極的に行うためのシステムを構築する。

7 情報化の推進とITの活用

情報技術革新が急速に展開し、インターネット等のネットワーク利用が普及する中で、国においては2000年に「IT基本戦略」が打ち出され、2003年を目標とした「電子政府の実現」に向けた取組みが急ピッチで進められている。

このような状況下で、本市においても、ITの活用により、市民の快適で豊かな暮らしづくりを促進するとともに、市民に向けて積極的な情報を発信するために、さいたま市情報化計画を策定し、さいたま市の新しい産業・コミュニティを創造していく。

また、さいたま市情報化計画の策定・見直しに当たっては、市民との協働の観点から、市民から行政に市民の声を届ける「パブリックコメント」の手法により、市民参加型の政策立案を推進する。